

# 高知赤十字病院看護学生奨学生貸与規程

## (目的)

第1条 この規程は、看護師を目指す学生(以下「学生」という。)に対し、修学に必要な学費の一部を奨学生として貸与し、看護学生の就学を支援することを目的とする。

## (貸与対象者)

第2条 4年制の大学(看護学部・看護学科等)及び看護専門学校(3年課程)(以下「大学等」という。)(大学院除く)に1年以上在学している学生。

2 奨学生貸与の対象となる者は、成績優秀である希望者の内、奨学生の貸与を希望する者で、かつ大学等卒業後直ちに病院において勤務する意志を有する者。

3 他の奨学生を受けていない者、かつ借り受ける予定のない者(ただし日本学生支援機構の奨学生を除く)。

## (貸与人数)

第3条 原則として、大学等1学年につき3名までとする。

## (貸与額)

第4条 奨学生の貸与額は、年額60万円以内とする。

## (貸与期間)

第5条 奨学生の貸与期間は、大学等で定める正規の修学期間とする。ただし、休学、停学、留年がある場合はその期間中は奨学生を貸与しない。

## (貸与の申請手続)

第6条 奨学生の貸与を希望する者は、次の書類を病院長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 在籍する大学等の校長の推薦書(様式1)
- (3) 高知赤十字病院奨学生貸与申請書(様式第2)
- (4) 家庭状況調査書(様式3)
- (5) 成績証明書

2 前項に定める書類の提出期限は毎年6月末日とする。

## (奨学生の決定)

第7条 前条の規定により申請書類を受理したときは、書類審査による選考を行う。

2 前項の書類審査に合格した者に対し面接試験を実施し、合格した者を奨学生として決定する。

(奨学生決定後の提出書類)

第8条 奨学生は、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生貸与に関する誓約書(様式4)
- (2) 奨学生振込依頼書(様式5)

(連帯保証人)

第9条 奨学生は、連帯保証人2名を立て、学生と連携して債務を負担するものとする。

(貸与方法及び利子)

第10条 貸与方法は、本人名義の口座へ年4回3ヶ月分ずつ振り込むものとする(4月、7月、10月、1月)。ただし初年度の第1回振り込みは5月になることがある。

2 奨学生の貸与に関し利子は課さない。

(貸与の停止)

第11条 奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する前月分まで奨学生の貸与を停止するものとする。

(貸与の取り消し)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸与を取り消すものとする。

- (1) 奨学生の貸与を受けることを辞退したとき。
- (2) 停学処分等学生として不適当と認めるに至ったとき。
- (3) 奨学生の責めに帰すべき事由により留年したとき。
- (4) 大学等を退学したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の返還)

第13条 奨学生は、原則として卒業後4年以内に、返済計画書に基づき、貸与した奨学生を全額返済しなければならない。また次の号の一に該当する場合も奨学生の全額を返還しなければならない。

- (1) 前条により貸与を取り消されたとき。
- (2) 大学等を卒業した日から1年以内に免許取得が出来なかったとき。
- (3) 看護師の免許を取得後、直ちに病院において勤務をしなかったとき。
- (4) 大学を卒業後、病院の許可する学校以外の学校に進学したとき。
- (5) 病院において勤務した期間が貸与を受けた期間に満たないとき。

- 2 前項第1号～第3号に該当する場合であって、本人の責に帰すべき事由でない場合、またはやむを得ない事由が認められる場合においてはこの限りではない。
- 3 第1項第5号に該当する場合は下記の算出式により算出した金額を返還する。  
算出式：貸与額-{貸与額×(勤務月数÷貸与を受けた期間の月数)}
- 4 奨学生が大学等卒業後、更に進学等を希望する場合はその都度病院長が判断する。  
なお、在学中は奨学金返還の免除期間を中断するものとする。
- 5 奨学金返還免除期間中の産前休暇及び育児休業の期間は免除期間を中断するものとする。

(奨学金返還の免除申請手続)

第14条 奨学生が次の各項に該当する場合は、奨学金の返還を免除するものとする。

免除希望者は奨学金返還免除申請書(様式6)を提出しなければならない。

- (1) 卒業後、直ちに病院に勤務し、貸与期間①2年までは3年間、②3年以上は6年間の期間を継続して勤務したとき。ただし、育児休業(育児短勤務時間勤務を除く)、介護休業、疾病、負傷その他止むを得ない事由により勤務できなかつた期間は除く。
  - (2) 業務に起因する事由により、死亡または就労不能となった場合。
- 2 業務外の事由により死亡または就労不能となった場合、または前条第1項第3号に該当する奨学生であつて、本人の責に帰すべき事由でない場合、またはやむを得ない事由が認められる場合は、事情勘案のうえ、病院長がその都度定める。

(奨学生の義務等)

第15条 奨学生は原則として年1回以上(春休み、夏休み等)、当院を訪問し修学状況等について書面を用い、報告する義務を負うものとする。

また、年1回、成績証明等履修状況が確認できる書類を提出することとする。

(その他)

第16条 この規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。

附 則

この規程は平成23年7月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。

高知赤十字病院 奨学生 就学状況報告書

年 月 日

氏名:	学校名:	学年:
生 年 月 日 ( 歳)	住所 :	電話番号
健康状態:		
生活状況:		
学業への取り組み:		
その他		